

令和4年度高付加価値観光コンテンツ整備及びプロモーション業務委託
企画提案コンペ参加仕様書

1 委託業務の目的

別添業務仕様書「1 業務の目的」のとおり

2 企画提案コンペを行う目的

令和4年度高付加価値観光コンテンツ整備及びプロモーション業務を委託すべき業者を選定するために行います。

3 委託業務の内容 ※詳細は別添業務仕様書のとおり

- (1) 委託業務名：令和4年度高付加価値観光コンテンツ整備及びプロモーション業務
- (2) 委託期間：契約締結の日から令和5年3月24日（金）まで
- (3) 契約上限額：27,073,750円（消費税及び地方消費税10%を含む）

4 参加条件

次の(1)～(5)に掲げる条件をすべて満たした者としてします。

- (1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者でないこと。
- (3) 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- (4) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (5) 共同事業体により参加する場合は、各構成員が(1)～(4)の条件を満たすこと。※この場合、構成員単独での参加はできません。

5 企画提案コンペの参加希望者に提出を求める企画提案資料

- (1) 企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）及び添付書類：1部
- (2) 委任状（第2号様式）：1部 ※必要な場合
- (3) 共同事業体協定書兼委任状（第3号様式）：1部 ※必要な場合
- (4) 企画提案書：8部

（日本産業規格A4判、両面綴じ、表紙含め30ページ以内）

企画提案書には、業務仕様書の内容を踏まえるとともに、以下(ア)～(コ)の内容にも留意のうえ、業務実施上の基本的な考え方や実施イメージなど、できる限り具体的に記載してください。

(ア) 業務仕様書「4 業務内容 (1) 高付加価値な観光コンテンツの整備 (10 件以上)」について

- 高付加価値旅行者層のニーズや市場の動向を踏まえ、業務を進めるうえでの基本的な方向性等を簡潔に記載してください。
 - 整備する観光コンテンツを 10 件以上提案し、提案内容は、次の表形式により記載してください。
- ※ 提案内容は、提案時点で現実的に想定できる範囲内で差し支えありません。

【表の例】

	実施場所 (市町名)	コンテンツ名	選定理由	整備の方向性 (イメージ)	訴求対象・価格の目安	流通・販売方法 (販売者が限られる場合はその内容等)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

※ 表の項目を基本とする。項目の追加等は可。

(イ) 業務仕様書「4 業務内容 (2) モニターツアー等の実施」について

- 招請するモニターについて、プロフィールや選定理由等を具体的に記載してください。
- モニターツアーを通じた観光コンテンツの改善等について、効果的に実施できる手法等があれば、記載してください。

(ウ) 業務仕様書「4 業務内容 (3) 旅行会社等に対する提案資料の作成」について

- 魅力的なモデルコースを作成するうえで重視するポイントを簡潔に記載してください。
- (ア) で提案した観光コンテンツを活用したモデルコースの例を 3 件以上、提案時点で現実的に想定できる範囲内で記載してください (日本語で可)。この際、そのモデルコースの魅力や特別感、京都、大阪、名古屋といったゴールデンルートなどから三重県までのアクセスや行程等についても記載してください。

- (エ) 業務仕様書「4 業務内容(4) 旅行会社等の招請」について
- 招請する旅行会社等の候補を一覧にまとめ、各旅行会社等の主な対象市場、送客実績、強み、招請により期待できる効果等のほか、ファムトリップの実施回数及び招請会社数(招請人数)を記載してください。
- (オ) 業務仕様書「4 業務内容(5) 映像の制作および情報発信の実施」について
- 各観光コンテンツの映像(合計10本以上)と、三重県の観光地としての魅力を伝える映像(1本以上)について、映像の構成・尺・解像度・ファイル形式等を記載するとともに、構成イメージが伝わるよう、絵コンテ等も記載してください。
※ 各観光コンテンツの映像(合計10本以上)の絵コンテ等については、そのうち1本で可。
 - 広告配信について、主な対象市場や具体的なターゲット、KPIについて、その設定理由と併せて記載してください。
- (カ) 業務仕様書「4 業務内容(6) 商談会への参加」について
- 配置する責任者について、プロフィール、経験・実績などの選定理由を記載してください。
 - 商談を効果的に実施できる手法等があれば、記載してください。
- (キ) 類似業務の実績について
- 過去5年間(2017年4月以降)の間に、業務仕様書「4 業務内容(1)～(6)」の各業務について、類似の業務を実施した実績があれば、まとめて簡潔に記載してください。その際、実績に係る主な対象市場も記載してください(特にUAEなど中東市場に係る実績があれば記載してください。)
- (ク) 実施体制について
- 業務の実施体制(組織、人員)を明記してください。責任者、担当者、その他当該業務にかかわるスタッフについては、実績や経験等も記載してください。
- (ケ) 実施スケジュールについて
- 業務の実施スケジュールについて、業務仕様書「4 業務内容(1)～(6)」の各業務の関係を考慮のうえ、月単位で記載してください。
- (コ) 再委託について
- 業務の一部を再委託する場合またはその可能性がある場合は、再委託先および再委託する業務の対象について、提案書に明記してください。
- (5) 提案事業者の概要書 : 8部
- A4判1～2枚とし、提案事業者の組織概要(名称、所在地、設立年月日、資本金、従業員数等)、組織体制(主な事業所を含む。)、沿革等を簡潔に記載してください。
- (6) 見積書 : 8部

A 4判1～2枚とし、様式に定めはありませんが、内訳をできる限り詳細に記載してください。

※ 別添業務仕様書「4 業務内容（1）～（7）」の各業務の区分に沿って作成してください。

※ 単価・数量を示すなど、できる限り積算根拠が分かるようにしてください。

※ 合計金額は、消費税及び地方消費税を除いた額と含んだ額の両方を記載してください。

6 企画提案資料の提出方法等

（1）提出期限

令和4年5月19日（木）正午（必着）

（2）提出場所

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県雇用経済部観光局 海外誘客課

（3）提出方法

① 受取確認が可能な郵便や宅配便等による送付、上記提出場所への持参によるものとし、メール又はファクシミリでの提出は出来ません。

② 持参以外の方法で提出する場合は、提出期限までに電話にて「17 担当部局」に受理の確認をしてください。

7 企画提案コンペの実施方法等

（1）別に設置する「令和4年度高付加価値観光コンテンツ整備及びプロモーション業務委託企画提案コンペ選定委員会」において、提案者の企画提案資料に基づくプレゼンテーションを実施し、最優秀提案1件を選定します。

提案者が多数の場合は、選定委員会で事前に書類審査を行い、選定した優秀提案者のみによるプレゼンテーションを行う場合があります。

また、最優秀提案は、条件を付与したうえで選定する場合があります。（提案者は、付与された条件を承諾できない場合は、提案を取り下げることができます。）

（2）プレゼンテーション（ヒアリング）の実施

実施日時等詳細は、5月19日（木）以降、提案者に通知します。

① 開催日時 令和4年5月23日（月）午後13時30分～（予定）

② 開催場所 三重県津市広明町13番地 8階 雇用経済部会議室
オンラインにより実施予定

※ 事前に接続テストを行います。

③ その他 プレゼンテーションは、提出のあった企画提案書、見積書によるものとします（提出していない資料は当日使用不可）。

（3）審査結果の通知

審査結果は、提案者に通知するとともにホームページにて公表します。

8 最優秀提案の選定・評価方法

(1) 選定方法

書類審査及びプレゼンテーションを実施し、選定委員会が評価点方式により順位付けを行い、最高得点を獲得した者を最優秀提案として選定します。

なお、最低制限基準点（満点の 60%）未満の提案については、落選とします（1 者提案であっても同様）。

(2) 評価基準

以下の項目により、企画提案内容を総合的に評価して選定します。

①的確性

- ・ 事業の目的に合致した提案内容であり、業務仕様書に沿って具体的に記載されているか。

②実現性

- ・ 提案内容は実現可能なものであるか。
- ・ 実施スケジュールは計画的で適切なものとなっているか。

③企画性（比重配点×2）

- ・ 整備する観光コンテンツは、選定理由や整備の方向性などの点において、ターゲット層に訴求するものであるか。
- ・ モニターツアー等の実施は、観光コンテンツの改善等を図るうえで有効なアドバイスやフィードバック等ができるモニターを選定するなど、効果的に実施できるものであるか。
- ・ 旅行会社等に対する提案資料は、十分な魅力や特別感等を有するモデルコースを掲載するなど、旅行会社等への効果的な働きかけに活用できるものであるか。
- ・ 旅行会社等の招請は、ターゲット層に強みや実績を有する旅行会社等を選定するなど、効果的な招請事業となっているか。
- ・ 制作する映像は、整備する各観光コンテンツの魅力や三重県の観光地としての魅力が伝わるものであるか。
- ・ 商談会への参加は、経験や実績、能力に申し分のない責任者を配置するなど、効果的な商談を実施できるものであるか。
- ・ その他、目的達成のために有効な提案ができているか。

④事業実施体制

- ・ 組織体制、人員・人材など、事業の遂行に十分な体制・能力があるか。
- ・ 類似業務の実績があるなど、業務の着実な履行が期待できるか。

⑤経済合理性

- ・ 見積書の内訳は詳細に書かれており、積算根拠は十分に示されているか。
- ・ 費用対効果の観点から見積は合理的であるか。

9 企画提案コンペの内容に関する質問の受付及び回答

(1) 質問の受付期間

令和4年4月27日(水)から5月10日(火)正午まで

(2) 質問の提出方法

文書(A4任意様式)にて行うものとし、6(2)の提出場所まで、持参、FAX又は電子メールにて提出するものとします。FAXまたは電子メールの場合は、電話により担当者まで着信を確認してください。

なお、文書には、事業者名・担当所属名・担当者名・電話・電子メールを記載してください。

(3) 質問の内容

原則として、当該委託業務に係る仕様や条件、応募手続き等に関する事項とし、他の応募者の状況や積算に関する内容等には回答しません。

(4) 回答方法

受け付けた質問に対する回答については、原則、5月13日(金)正午までに、三重県ホームページに掲載します。

10 契約方法に関する事項

(1) 最優秀提案者と、その提案内容を踏まえ、委託契約を締結します。

(2) 最優秀提案者は、契約前に①～③の資料を提出してください。

①および②については、納税確認を行います(三重県税又は地方消費税を滞納している者とは契約できません)。新型コロナウイルス感染症の影響により、税務署等の関係機関に納税(徴収)猶予制度を受けるために申請したことで、締切日時までに納税証明書等の提出(呈示)ができない場合は、申立書(第4号様式)を提出(FAX又はメールでも可)してください。

① 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額がないこと用)(有料)」(所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月前まで発行したもの)の写し

② 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの(無料))の写し

③ 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書(第5号様式)

※(4)「なお～」以降を参照してください。

(3) 契約条項は、業務委託契約書(案)のとおりとします。

業務仕様書には、提案内容を反映させます。

(4) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手

続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、三重県会計規則(以下「規則」という。)第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合があります。

(5) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。

なお、契約金額は見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額(1円未満の端数が生じたときは切り捨て)とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。

(6) 契約は、三重県雇用経済部観光局海外誘客課において行います。

11 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

12 委託料の支払時期等

- (1) 委託料の支払は、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に行うものとします。
- (2) 上記にかかわらず、本業務を実施するにあたり必要がある場合は、前金払いをすることができるものとします。この場合、双方協議して前金払いの金額を確定のうえ、契約書に明記するものとします。

13 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

三重県は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

14 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ① 断固として不当介入を拒否すること。
 - ② 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ③ 発注所属に報告すること。

- ④ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 三重県は、受注者が(1)②又は③の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

15 個人情報保護

受託者は、委託業務の実施にあたり個人情報を取扱う場合には、別添「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守るものとします。なお、三重県個人情報保護条例第53条、第54条及び第56条に、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、罰則規定があるので留意してください。

16 その他

- (1) 企画提案コンペ及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 企画提案コンペの審査・結果に関する異議申立ては受け付けません。
- (3) 企画提案に必要な費用は、各提案者の負担とします。
- (4) 成果物の著作権は、三重県に帰属するものとします。
- (5) 提出のあった企画提案資料その他の資料は、返還しません。なお、提出のあった資料は、「三重県情報公開条例」に基づく情報公開請求の対象となります。
- (6) 新型コロナウイルス感染症の影響等により、委託業務の一部が実施できない場合は、実施できない部分に応じて委託料が減額となる場合があります。
- (7) その他必要な事項は、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号）の規定によるものとします。

17 担当部局等

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部観光局 海外誘客課 担当 東、久保

電話 話：059-224-2847

ファクシミリ：059-224-2801

Email：inbound@pref.mie.lg.jp